



辰己 保 議員

# 国保事業の県統一化 (平成30年度～)

**Q** 15歳以下の国保税「均等割」は  
廃止すべき

**A** 現行法を順守するので、廃止できない

**問** 国保事業の県統一化  
本町の国民健康保険加入者の所得状況は200万円以下が8割。高い国保税を払えない人が増えている。国保事業の県統一化に伴い法定外繰入を段階的に解消しているが、本町の考え方は。

**答** (町長)  
現在、県と市町において「滋賀県国民健康保険運営方針」を協議中。県が示す本町の標準保険料率と現在の税率を比較し、急激な上昇が見込まれる時には、税の激変緩和措置として、法定外繰入も視野に入れる。

**問** 応益割が増額される  
と、15歳以下の被保険者を抱える世帯では大きな負担になる。15歳以下の均等割は廃止すべきと考えるが、見解を求める。

**答** (住民福祉部長)  
15歳以下の均等割の賦課については、現行法を遵守するため廃止できない。引き続き、国・県に要望していく。

**問** 今期分の保険税全額を  
年金から徴収しながら、短期保険証を交付し、その交付に空白が生じていることは許されない。その改善を求める。

**答** (住民福祉部長)  
現年分が完納されているも、過去に滞納がある場合は、特別な事情が無い限り、短期保険証を交付する事としている。来庁しない場合の配慮不十分のため一時的に空白が生じた。訪問も含めた対応を行いたい。

## 町内巡回バス

**問** 愛荘町交通安全計画に  
「高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成のために、日常の移動手段や方法の違いに応じた対策を推進」と記述。行政サービスとして行うべきである。

高齢者の活動支援のため町内巡回バスが必要ではないか。

**答** (総合政策部長)

地方創生交付金を受け、介護保険「新総合事業」展開に伴い、町内5カ所を「健康づくり・生きがいづくりの施設」に位置付けた。利用者を65歳以上の高齢者に限定して、移動サービスを検討している。

## 安心・安全な歩行空間

**問** 愛荘町交通安全計画に  
「歩道整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵整備の方法を含め安心・安全な歩行空間を創出」と記述。「東出地先」「安孫子地先」の歩道整備を進め、「市地先」は歩道整備できる場所の確保を。

**答** (産業建設部長)  
安孫子地先の歩道設置における安全対策が重要と考える。



歩道が確保されていない市地先の通学路

「市地先の歩道確保」を県に強く働きかけ、地元自治会等に理解を得ながら進めたい。

## 「弾道ミサイル」の文書

**問** 「弾道ミサイル飛来に伴う対応」と称した子どもへの文書配布の目的は。

**答** (教育長)  
県教委からの通知は、県下一斉の取り扱いであり、町教委から各学校・園に、県の通知どおり連絡した。その後町教育委員会は保護者に伝えるべきか検討し、本町は「文書を出さない」と結論づけ、各学校・園に連絡した。その連絡が間に合わない一部の学校で文書を持ち帰った。

# 中山道再生整備事業

**Q** 地元と商工会にも具体的な意見を  
求めてきたか

**A** 整備検討委員会を設立し、  
意見等を伺っている

## 中山道再生整備事業

**問** 中山道再生整備事業の  
進捗状況について尋ねる。  
①賑わいの再生に対する取り組み・構想はできているか。  
②当初、観光協会だけではなく、地元と商工会において検討を進めると言われてきたが、具体的に意見を求めたことはあるか。  
③議会への説明はいつ頃になるか。

**答** (町長)  
①平成18年1月に策定された新町まちづくり計画の中で、「愛知川宿の再生」を位置づけている。  
現在は、街道交流館整備事業として旧近江銀行愛知川支店保存修理事業や、奥の民家の中山道愛知川宿拠点施設整備工事について整備を進めている。

②平成23年12月に旧近江銀行の利活用について「中山道拠点整備計画提言書」が愛荘町商工会から出されている。平成28年度には4回の地元説明を開催し、12月には愛知川観光協会、愛荘町商工会、



中山道再生整備事業の現地視察

地元住民、行政により構成する「整備検討委員会」を設立し意見等を伺っている。  
③9月町議会において「施設設置および管理に関する条例」を提案する予定をしており、それまでの間に総務産建常任委員会や全員協議会に報告し意見を伺う。

## 障害者福祉

**問** ①重度の障がい者である  
みぞろぎ梨穂さんの『約束の大地』に深い感銘を受けたが、障がい者の一人ひとりが希望を持って人生が歩めるよう支援してもらいたい。

②町の障害者手帳の人数は何人で、県及び他の市町と比較して多いのか。

**答** (住民福祉部長)

①言葉が発することのできない、重度の障がいのある方が、自分の思いを実現できるように社会となるよう、一人ひとりにより添った支援をすることが大切であると考えている。  
②平成29年3月末現在で身体障害者手帳が690人町民の3.31%  
(県平均4.03%)  
療育手帳が181人町民の0.86%  
(県平均0.98%)  
精神保健福祉手帳が108人町民の0.51%  
(県平均0.66%)

## 弾道ミサイル 落下時の行動

**問** 昨年从今年にかけて、  
北朝鮮のミサイル開発は急ピッチに進み、我々の脅威となっているが、その対応は。

①防災無線放送だけで充分か。



内閣官房 国民保護ポータルサイトの冊子表紙

**答** (総務部長)  
①戸別受信機や屋外スピーカーでの緊急放送、町内全域を対象としたエリアメール・緊急速報メールによる一斉送信により周知する。  
②内閣官房の冊子は全戸配布までは考えていない。町広報誌において冊子の一部を掲載するとともに、全文については図書館や各公共施設に備え付けた。

②内閣官房・国民保護ポータルサイトの冊子「武力攻撃やテロなどから身を守るために」を全町民に配布しないのか。